

様式 45

## 煙 火 消 費 計 画 書

(該当する□印の中に「レ」印をつけ、その他の場合は□の中にも具体的に記入する。)

### 1 煙火製造業者の住所及び名称

--

### 2 事故発生時の措置 (別紙 2 「煙火消費事故時の措置について」に従うこと)

煙火消費による事故 (※ 1) が発生した場合は、□申請者□は煙火の消費を中断し、現場の保存、警察署・□地域防災総合事務所 (地域活性化局) へ通報を行い、三重県の承認があるまで消費は再開しない。

煙火消費による事故や異常事象 (※ 2) が発生した場合は、□地域防災総合事務所 (地域活性化局) に事故等の内容を記載した報告書を翌開庁日に提出する。

(※ 1) 煙火の消費によって、人的被害や物的被害が発生したもの。

(※ 2) 人的・物的はないものの、事故及び災害に繋がる可能性があった危険な事象 (ヒヤリハット)。火災、黒玉、部品落下、残滓、過早発 (低空開発を含む。)、地上開発、筒ばね、異常飛翔、異常燃焼等。

### 3 煙火の管理

#### 煙火置場

ア 設置の有無  有 (  消費準備中まで、 消費終了まで )  なし

#### イ 位置

打揚筒及び仕掛け煙火の設置場所並びに火気取扱所からやむを得ない場合を除き20m以上離れた風上とする。

・ 地形上やむを得ない場合の距離  m

ウ 構造 (当日の天候等により変更する場合もある。)

小屋組  テント張り  シート張り  有蓋車又は完全に覆いのできる車

エ 周囲は煙火、立入禁止、火気厳禁等の警戒札を配置する。

オ 責任者氏名

### 4 煙火の運搬、取扱容器の構造

(1) 火気、衝撃、転落に対し安全な木箱又は段ボール箱等による。

(2) 筒場等における取扱は容器に収納し、取出しのつど完全に蓋または覆いをする。

(3) 点火の方法

遠隔点火  導火線  電気点火

直接点火  焼金  落火  導火線  その他 ( )

離隔距離の短縮  なし  あり

遮へい物の固定方法  杭等 (  杭  筒立て器  その他 ( ) ) に  
縄等 (  縄  金具  その他 ( ) ) で確実に固定する。

土のう等を用いて確実に固定する。

ガードフェンス (身体全体をカバーできるもの) 使用。

その他 ( )

点火位置 煙火消費計画書の「10 煙火打上配置図及び付近見取図」に点火位置を明記する。

遮へい措置 次表のとおり (該当箇所の□に「レ」を入れる。)

## 打揚筒と球状の煙火玉の離隔距離と防護措置

(ポリカーボネート板を以下「ポリカ」という。)

球状の煙火玉の直径	打揚筒からの離隔距離(m)			
	5m未満	5m以上 10m未満	10m以上 20m未満	20m以上
3cm超 15cm以下 (5号玉)	<input type="checkbox"/> (イ) 飛散物を遮断する 防護措置 例) 2mm厚ポリカ又は畳床	<input type="checkbox"/> (ハ) 飛散物に対する安全対策 (ヘルメット着用等)		<input type="checkbox"/> その他の 安全対策
21cm以下 (7号玉)	<input type="checkbox"/> 例) 4mm厚ポリカ又は畳床	<input type="checkbox"/> 例) 2mm厚ポリカ 又は畳床		
24cm以下 (8号玉)	<input type="checkbox"/> 例) 28mm厚ポリカ 又は畳床7枚 又は鋼板8.1mm	<input type="checkbox"/> 例) 4mm厚ポリカ 又は畳床	<input type="checkbox"/> 例) 2mm厚ポリカ 又は畳床	
30cm以下 (10号玉)	不 可	<input type="checkbox"/> (ロ) 飛散物の威力を軽減する防護措置 例) 8mm厚ポリカ 又は畳床2枚 又は鋼板2.3mm	<input type="checkbox"/> 例) 5.9mm厚ポリカ 又は畳床2枚 又は鋼板1.7mm	
60cm以下 (20号玉)			<input type="checkbox"/> 例) 16mm厚ポリカ 又は畳床4枚 又は鋼板4.6mm	
60cm超				

- ・ 防護措置の大きさは、人がかがみ隠れる程度の大きさ以上とする。
- ・ 4mm厚ポリカは2mm厚ポリカ2枚でも可。以下同様、ポリカの重ねでも可。
- ・ 上記の表と同等以上の防護措置能力のあるものでも可
- ・ 不可のところは、いかなる防護措置を施しても打ち揚げはできない。

※ 該当するすべての□に「レ」印を入れてください。

(4) 消費の順序の概要

時間 \ 種類	号	号	号	号	号	号	号	号	スターマイン	仕掛	その他
時 ~ 時											
時 ~ 時											
時 ~ 時											
時 ~ 時											
時 ~ 時											
時 ~ 時											
時 ~ 時											

5 煙火の種類

申請書記載のとおり。

6 危険予防の方法

(1) 警戒措置 筒場等から メートル以上の位置に柵又は縄張り等をしてその付近に赤旗又は立札等を掲げ関係者以外の立入を禁じ警戒に当たる。

(2) 不発煙火等の回収措置

ア 回収指揮者名

イ 回収従事者数

ウ 回収の時間 終了後 翌日 ( 時から 時まで )

(3) 交通規制

有  無

(4) その他



1 煙火消費計画書

様式 44 の火薬類（煙火）消費許可申請書に本計画書を添付する。

2 煙火消費の中止

煙火の消費を中止する天候上の原因とは次の場合をいう。

- (1) 強風（風速 10 m以上）の場合
- (2) 大雨等のため発射薬や導火線が汲湿（汲水）するおそれのある場合
- (3) 火災警報が発令された場合

なお、煙火の消費を中止しようとする場合、関係諸官公庁職員が立会いしている場合は、主催者は前記職員と十分協議の上、その他の場合は打揚従事者の判断による。

3 危険予防の方法

通路、人の集まる場所等からの安全な距離は、煙火消費における保安距離の基準によること。

その他、火薬類取締法に定める、消費場所において煙火を取り扱う場合の各規定を遵守すること。

4 「7 煙火取扱従事者名簿」に氏名を記載した者で、火薬類保安手帳所持者及び煙火消費保安手帳所持者の手帳を保有する者については、それぞれ手帳の写しを添付すること。

5 煙火取扱従事者名簿の職務分担は予め定めた玉の保管係、打揚薬投入係、打揚玉運搬係、点火係、筒の整理係、早打ちの焼金係等記載すること。

なお、小量消費（無許可消費数量を含む。）の場合は前記の作業を兼務することができる。

6 打揚者が2名以上の場合であって、固定方法がそれぞれ異なる場合は異なる方法ごとに作成すること。

7 「10 煙火打揚配置図及び付近見取図」には次のことを記載すること。

- (1) 縮尺率及び方位
- (2) 打揚筒、枠組、裏打、スターマイン及び乱玉等の設置場所
- (3) 観客席、建物、道路等の保安物件
- (4) (2) と (3) の保安距離（それぞれの設置場所ごとに記載すること。）
- (5) 煙火置場の位置
- (6) 点火位置
- (7) 見張人、警戒員、警戒札の位置
- (8) 危険区域の周囲に設ける縄張り
- (9) 消火設備の位置
- (10) 大会本部の位置

## 9 煙火置場の状況

事務所所在地	
連絡者	(電話 )
責任者名	
打揚名称	
設置場所	煙火消費計画書の「10 煙火の打揚配置図及び付近見取図」に示す
構造の概要	構造  その他
注意事項	(例) ・ 付近の雑草を事前に刈り取る。 ・ 消費前に散水をする。 ・ 消火器及び防火用水（バケツ）を備える。

- 1 煙火置場を設置する場合に限り、この様式（9 煙火置場の状況）を添付してください。
- 2 複数箇所設置する場合は、設置場所欄にその旨記入する。
- 3 連絡者の欄には、主催者と当日連絡のとれる者の名前及び連絡先を記入する。
- 4 打揚名称  
夜物－割り物（菊ぼたん、千輪）、ぽか物、吊り物、柳  
昼物－ぽか物（信号雷、袋旗物、煙物）、割り物  
仕掛－綱仕掛、手筒花火 の区分により記入する。
- 5 設置場所  
煙火消費計画書の「10 煙火打揚上配置図及び付近見取図」で示す場合は、その旨記入する。
- 6 構造の概要  
ア スレート板、鉄板又は木材を用いて屋根、側壁等を用いて建家を構築する。  
イ 難燃性のテント張り。  
ウ 建家、テント等の構築物以外のシートを覆う。  
エ 車両を利用する。  
等の例により記載する。
- 7 参考条項  
規則第 56 条の 4 第 2 項、第 3 項

## 10 煙火打揚配置図及び付近見取図



備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 保安物件等に最も近い筒場及び最も大きい号数の筒について、それぞれの設置場所ごとに記載する。



